

デイサービスセンター有松（生活介護）重要事項説明書

あなたに対する「デイサービスセンター有松」サービス提供開始にあたり、厚生労働省令に基づいて、当事業所があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1 事業者の概要

経営事業所の名称	株式会社クオリス
法人所在地	大阪府大阪市浪速区難波中一丁目12番5号
法人種別	株式会社
代表者名	代表取締役 雨田 武史
電話番号	06-6575-9848

2 事業の目的と運営の方針

事業の種類	指定生活介護
事業の目的	多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援します。
事業所の名称	デイサービスセンター有松
代表者氏名	管理者 中野 浩介
事業所の所在地	石川県金沢市有松2丁目4番32号
電話番号	076-245-5602
事業運営の方針	①自立支援・利用者主体 利用者一人一人が自分らしく生活することができるよう、利用者の意思及び人格を尊重し、当該利用者の心身の状況及びその置かれている環境に応じて、生活全体を理解し、職業支援、生活等に関する相談及び助言並びに生活全般にわたる援助を適切に行います。 ②地域との連携 施設運営にあたっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の事業所その他保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者並びに本人が日常生活するうえで必要とされる社会的・人的資源をできる限り活用し、連携に努めます。 ③金沢市条例に定める基準の遵守 金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年金沢市条例第56号）を遵守します。
開設年月日	令和6年4月1日
利用定員	1日 25人

3 施設の概要

（1）施設

建物	構 造	鉄骨造3階建ての1階		
	建築面積	288.38㎡	延床面積	839.89㎡
	利用定員	25人		
敷 地 面 積		486.55㎡		

(2) 主な設備

名 称	面 積	摘 要	備 考
デイサービスルーム	130.88㎡	機能訓練・食堂	
事務室	6.33㎡		
相談室	6.10㎡		
静養室	11.27㎡		
厨房	17.54㎡		
浴室1	36.18㎡	脱衣場含む	
浴室2	5.8㎡	//	
便所1	5.04㎡		
便所2	2.64㎡		
便所3	2.64㎡		
便所4	3.97㎡		

4 職員体制

(1) 職員の職種、員数及び保有資格

職 種	員数	区 分				保有資格
		常 勤		非常勤		
		専任	兼任	専従	兼任	
管理者	1 人		1人			社会福祉士
生活支援員	5人以上	4人以上		1人以上		介護福祉士等
看護職員	1人以上	1人				看護師等

(2) 職員の勤務時間

職 種	勤 務 体 制
管理者	正規の勤務時間帯（8：00～17：00）常勤で勤務 但し、業務の都合により、適宜出勤時間を調整します。
生活支援員	正規の勤務時間帯（8：00～17：00）常勤で勤務 但し、送迎等の業務の都合により、適宜出勤時間を調整します。

5 営業日・営業時間・利用定員

(1) 営業日

営業日は、毎週月曜日から土曜日です。ただし、12月31日から1月2日は休業とします。

(2) 営業時間

活動時間は、午前9時より午後5時00分までです。但し、後片付けなどのために、午後5時ごろになることがあります。

(3) その他

上記の営業日・営業時間のほか、行事・季節慣例・突発的事由等により必要な場合は、随時営業、時間延長または休業、時間短縮することがあります。その際は、利用される方々へはご連絡を致します。

6 利用定員

1日の利用定員は25名です。

7 生活介護の概要

(1) 個別支援計画の作成

当事業所は、常に利用者の課題と意向を把握し、ケア会議を開催して利用者の支援計画を作成します。

また、この支援計画については、当事業所担当職員が利用者に説明して同意を得た上で作成することとし、利用者はいつでも支援計画についての説明を求め、意見を述べることができます。

(2) 生活介護の内容

種 類	内 容
介護・訓練	1) 生活能力の維持・向上のための介護 ①食事の介護 ②排泄の介護 ③入浴の介護 ④移動の介護 ⑤整容・保清のための介護 2) 身体機能維持・向上のための訓練 ①軽作業
創作的活動	1) 創作活動 ①図画・工作 ②手芸 ③園芸 2) レクリエーション活動
相談援助	当施設は、利用者及びその家族からいかなる相談についても誠意を持って応じ、可能な限り必要な援助を行うように努めます。 ＜相談窓口＞ 担当：中野 浩介

(3) 環境整備サービス

種 類	内 容
給食・調理	事業所内の厨房で作り、提供します。
清 掃	利用者が快適な活動が送れるように定期的に清掃を行います。
整理整頓	事業所内外の整理整頓に務め、利用しやすい環境を保持します。
食事準備	個々に応じた食事を適切に準備します。
社会資源の活用	利用者が必要とする社会資源の情報提供を行い、適切に活用できるよう支援します。
安全管理	施設内外における利用者の安全が図られるよう配慮し、適切な支援を行います。

(4) 保健医療サービス

種 類	内 容
健康管理	基本的に、当事業所は健康な状態での利用が原則です。有熱時や激しい疼痛がある場合などは、自宅で静養するか医療機関に受診してください。 入浴される利用者に関しましては、検温を実施し、有熱者の入浴は中止とさせていただきます。
服薬管理	基本的に、薬は自己管理してください。ただし、本人または保護者より服薬の管理の依頼があった場合、当事業所職員が当事業所利用時間帯に限り、管理いたします。
緊急通院・治療	当事業所利用時に、緊急な診察、治療が必要と認められる場合は、利用者のかかりつけの医療機関があれば、そこに受診します。ただし、遠方の場合は当事業所近隣の医療機関に受診します。受診の際は、当事業所職員が付き添います。

(5) 社会生活支援

種 類	内 容
コミュニケーション支援	コミュニケーションを図る上で、何らかの支援を必用とする利用者に対し、適切な支援を行います。
自己管理支援 (安全・健康・生活)	本人の希望を尊重しつつ、可能な限りあらゆる面で自己管理ができるよう支援を行います。
情報提供支援	本人の希望する又は必要な情報を提供できるよう可能な限り支援を行います。

(6) 利用者の選定により提供するサービス

種 類	内 容
特別な食事	利用者のご希望により特別な食事を提供します。
サービス提供時間	提供時間は、利用者の都合に対応します。ただし、その場合は、送迎ができない場合があります。

※利用者の選定によるサービスは、必要経費及び手数料等を徴収する場合があります。

(7) その他

種 類	内 容
サービス提供記録の保管	契約の終了後、法に定める期間保管します。
サービス提供記録の閲覧	土曜・日曜・祝祭日を除く9時から16時に閲覧可能です。
サービス提供記録の複写物の交付	複写に際しては、1枚につき10円いただきます。

8 利用料

お支払いいただく利用料は次のとおりです。

(1) 自立支援給付費の自己負担額

- ・利用者本人又は扶養義務者の負担能力に応じ市町村長が定めた額を徴収いたします。別表をご参考ください。

(2) 必要経費

- ・送迎費については、別表をご参考ください。

(3) 給食費

一食 600円（食事提供体制加算対象者は300円）

(4) 利用者負担金の支払い方法

支払い方法は、①口座振替 ②銀行振り込み ③現金による支払いとなります。但し、口座振替にご協力をお願いします。

(5) 費用の額の支払いを受けた場合は、領収書を発行します。

9 当施設ご利用の際に留意いただく事項

来訪・面会	来訪者は、職員に確認し面会して下さい。
外出	外出の際は、外出する旨を職員まで申し出ていただき確認を取って下さい。
設備・器具の利用	事業所内の設備、器具は本来の用法に従ってご利用下さい。これに 反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫煙・飲酒	敷地内の飲酒・喫煙はできません。
貴重品の管理	貴重品につきましては、利用者の責任において管理していただきます。なお、ご依頼があれば、鍵のついた場所等で管理します。
宗教活動・政治活動・営利活動	利用者の思想、信教は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮下さい。

10 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める『防災計画』により対応いたします。
平常時の訓練	別途定める『防災計画』により、年2回避難・防災訓練を、利用者の方も参加して実施します。
防災設備	自動火災報知器 有り 誘導灯 有り ガス漏れ報知器 有り ※カーテン、布団等は防火性のあるものを使用しております。
防災計画等	責任者（管理者）：中野浩介

11 事故発生時の対応

利用者への対応	利用者が事故により、身体に障害を発生している場合は、治療・生命維持のため、必要に応じて協力医療機関と連携し、可能な限り応急処置をとります。
利用者・家族への連絡	説明は原則管理責任者が行い、もし管理責任者が不在等で速やかに連絡ができない場合は、指示により代理の職員が行うものとする。
事故状況把握	事故発生状況を正確に把握するとともに、事故の概要をできるだけ迅速に事故報告書を作成する。
関係機関への届出報告	事故の程度・状況に応じて関係機関へ報告する。
利用者・家族への対応	当事業所として、事故原因等を調査し明確にした上で、適切な対応をはかるとともに、当事業所が加入する損害賠償保険会社とも相談し、法律に基づく責任および責任割合を客観的に判断したうえで、利用者・家族に対し適切な事後対応をはかります。

12 苦情等申立先

当事業所 ご利用相談窓口	窓口担当者 石浦 弘章 ご利用期間 随時 電話番号 076-245-5602 ご意見箱を設置しておきますのでご利用ください。
第三者委員	氏 名 西村修一(社会福祉士) 電話番号 076-232-2718 氏 名 市原明子(社会福祉士) 電話番号 076-216-5282
市の窓口を紹介	市の窓口 金沢市障害者 住 所 金沢市広阪1-1-1 電話番号 076-220-2289(受付時間9時～17時45分 土・日・祝日を除く)

苦情受付窓口	県の窓口 「運営適正化委員会」（石川県社会福祉協議会内） 住 所 石川県金沢市本多町3-1-10 電話番号 076-222-8900
--------	--

1.3 虐待防止のための対応

- (1) 虐待の早期発見に努めます。
- (2) 虐待を受けたと思われる利用者がいた場合は、福祉事務所、市町村担当窓口に通告します。
- (3) 当事業所は、虐待が発生しないように職員教育に努めます。

1.4 第三者評価の実施状況

第三者による評価は受審しておりません。

1.5 業務継続計画の策定等

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者様に対する指定サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の営業再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。
- (2) 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行います。また、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

令和 年 月 日

わたしは、この重要事項説明書に書いてあることをデイサービスセンター有松の
から
説明してもらいました。

利用者 住 所

御名前

代理人 住 所

御名前

（利用者との関係）

この生活介護事業を運営する管理者は、
さんがデイサービスセンター有松を利用することについて、ここに書かれてあることを説明しました。

説明者（管理者）

氏 名 中野 浩介 ㊞

事業所 所 在 地 大阪府大阪市浪速区難波中一丁目12番5号

名 称 株式会社クオリス（デイサービスセンター有松）

代表者の名前 代表取締役 雨田 武史 ㊞

重要事項別表 （料金等について）

※一日当たり単価（令和8年6月1日より）

共生型生活介護費（Ⅰ）	A. 通常	697 単位
	B. 開所時間が4時間未満	349 単位
	C. 開所時間が4時間以上6時間未満	488 単位
	D. 利用時間 5 時間未満の利用者が全利用者の 50%以上	488 単位
福祉専門職員配置加算（Ⅰ）	A～D 共通	15 単位
食事提供体制加算	A～D 共通	30 単位
送迎加算（Ⅱ） ※片道	A～D 共通	10 単位
初期加算（利用開始から 30 日以内）	A～D 共通	30 単位
① 小計	A の場合	777 単位
	B の場合	429 単位
	C の場合	568 単位
	D の場合	568 単位
※福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅱ□）	A～D 共通	① の 9.6%分を加算
① ①に※を合計します。	A の場合	852 単位
	B の場合	470 単位
	C の場合	623 単位
	D の場合	623 単位
金沢市は地域区分で7級地となりますので1単位に 10.18 円を乗じます。	A の場合	8,673 円
	B の場合	4,784 円
	C の場合	6,342 円
	D の場合	6,342 円

基本料金はこのようになりますが、ご本人または扶養義務者の負担能力に応じて市町長が定めた額をいただきます。